

○切れ目のない支援により障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するには

【考えられるポイントと検討委員会での意見】

◎切れ目のない支援体制の構築に向け、学校間の接続の円滑化や関係機関との連携体制づくりをどのように進めていくべきか。

＜いただいたご意見の概要＞

- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を幼・小・中・高が確実にいき、保育・教育機関から就労先まで「いつ・どこで・だれが・どのように」行うのかを明確且つ具体的につなぐ必要がある。教育委員会、行政の関係機関も含め、どこが中核となって、どんな機関が連携していくかの地域の実情や特色に応じた関係構築がさらに重要。

◎今後の障がい者雇用のニーズに対応していくため、職業教育や企業等への就労支援をどのように推進していくべきか。

＜いただいたご意見の概要＞

- 一人一人の生徒の実態や進路希望に応じた障がい者雇用の在り方を考えていく必要がある。
- 手帳を持っていない発達障がいの生徒たちへの就労先で理解を得られるような取り組みが必要である。
- 離職に至る前に困ったときに相談できるようにするなど、学校・家庭・行政・企業等が連携して、継続的なサポート体制を構築することが求められている。

◎発達障がいのある児童生徒や重度・重複障がいのある児童生徒への対応の充実など、特別支援教育へのニーズが複雑化・多様化する中、教員の専門性の向上をどのように図っていくべきか。

＜いただいたご意見の概要＞

- 特別支援教育の免許状取得を基盤とする。
- 日々のOJTが重要だが、経験豊かな教員が減る中で、OJTは喫緊の課題。
- キャリアステージに応じた研修を進めるために、働き方改革と並行して進める。

【後期計画での取組みの方向性】

障がいのある人と障がいのない人も共に学び共に活躍する社会づくりが求められている。

障がいのある子どもの自立と社会参加のための支援と連携が必要。

将来を見据えた育てたい子ども像を明確にして、手立てを検討・実施・評価するPDCAを構築し、児童生徒を育成する。

切れ目なく支援するために、確実な引継ぎを行う方法を検討して、児童生徒を育成する。

教師の専門性を向上させる必要がある。

→関係機関と連携、チーム体制による、ライフステージに応じた支援の実施。

【背景・国の動向】

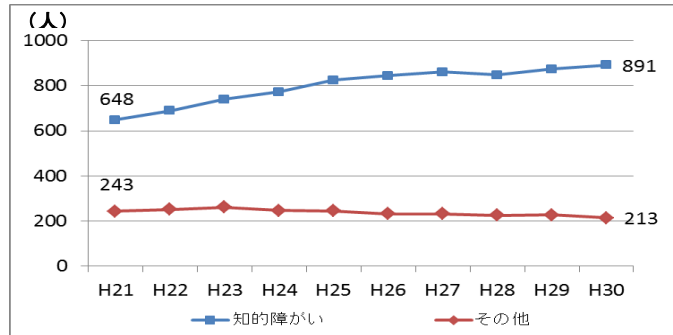
- ・「インクルーシブ教育システム」の理念を提唱した「障害者の権利に関する条約」への我が国の署名（平成19年9月）とその後の国内法の制定・改正により、共生社会の実現、合理的配慮、交流及び共同学習の推進、発達障がい者への支援の充実などが定められた。
- ・これらを背景とし、中央教育審議会における議論を踏まえて、文部科学省は平成29年3月に幼稚園・小中学校の学習指導要領を改訂、各教科等における障がいに応じた指導上の工夫の必要性、通級指導や特別支援学級の教育課程編成の基本的な考え方などを示した。また、翌4月には特別支援学校幼稚部・小中学校部の学習指導要領を改訂し、小中高等学校との教育課程の連続性を重視する観点、障がいの重度・重複化、多様化への対応や卒業後の自立と社会参加を促進する観点などから教育内容の充実を図っている。特別支援学校高等部の学習指導要領の改訂についても、平成31年2月に改訂されている。
- ・国の第3期教育基本計画では、個別の指導計画や教育支援計画を活用した適切な指導・支援の展開、障がい者理解に関する学習や交流及び共同学習の一層の推進、全ての教職員が障がいや特別支援教育への理解を深める取組みの推進などの施策を掲げている。
- ・一方、本県においても、共生社会の実現に向けた国内外の動向を踏まえ、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が平成28年4月から、「山形県手話言語条例」が平成29年3月から施行されている。
- ・障がいの法定雇用率が平成30年4月より民間企業、国・地方公共団体等、都道府県教育委員会のいずれも2.0%引上げられ、対象となる事業所の範囲も拡大された。平成33年4月までには更に0.1%引上げられる予定であり、障がい者の雇用ニーズが更に高まる見込み。

【本県教育における主な現状】

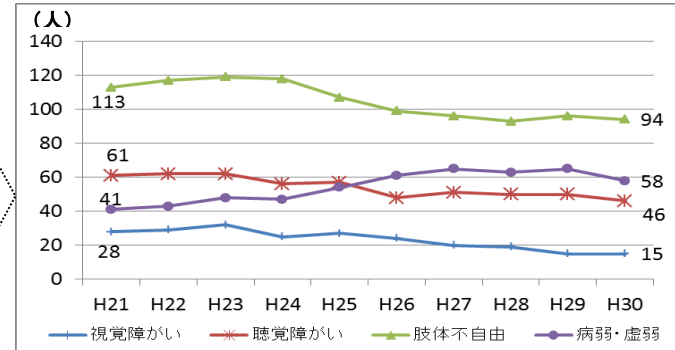
- 平成30年3月に策定した第3次山形県特別支援教育推進プランに基づき、関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築など6つの柱に基づく施策を推進している。
- 特別支援学校・特別支援学級の在籍児童生徒数（障がい区分別）は、ともに知的障がいが多く、かつ増加傾向にある。また、特別支援学級における自閉症・情緒障がいの児童生徒数も増加している。（P10にデータ）
- LD・ADHD等により通級指導を受けている児童生徒数も増加傾向にある。（P10にデータ）
- 特別支援学校教諭免許状を保有している教員の割合は、特別支援学校で85.5%、特別支援学級で30.8%となっており、共に全国平均を上回るものの、100%には至っていない。
- 公立学校・幼稚園において、個別の指導計画はほとんどの学校等で作成されるようになった。（H29：小・中100%、高95.3%、幼87.5%）  
一方、特別支援が必要な幼児・児童・生徒について、幼稚園や保育所と小学校間、小学校と中学校間で支援情報の引継ぎが行われた割合は、直近値（H27）で41.2%となっている。
- 法定雇用率を達成している事業所の割合は、民間企業が58.0%（平成29年度山形労働局調査）、市町村が66.7%（平成30年度山形労働局調査）となっており、現時点で県（知事部局）でも未達成。政府の雇用政策によって県内でも障がい者雇用のニーズが高まり、一般就労に対応できる人材が求められている。

# 本県の特別支援学校・特別支援学級の在籍児童生徒数、 通級指導を受けている児童生徒数

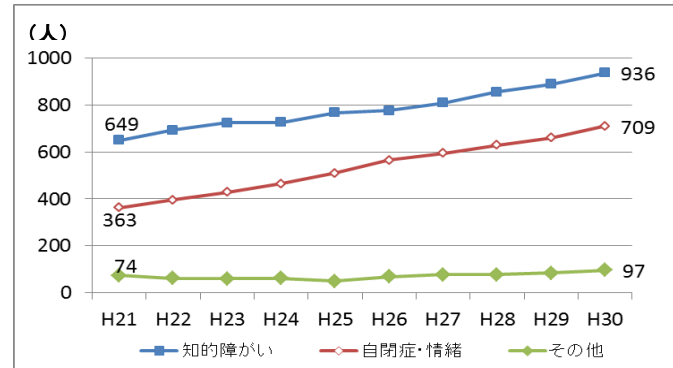
【特別支援学校に在籍している児童生徒数】



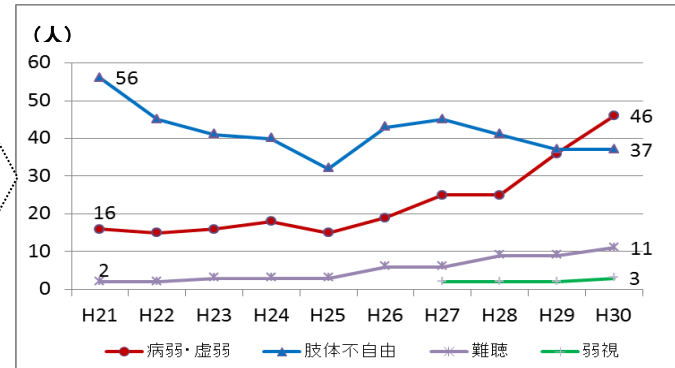
「その他」  
の内訳



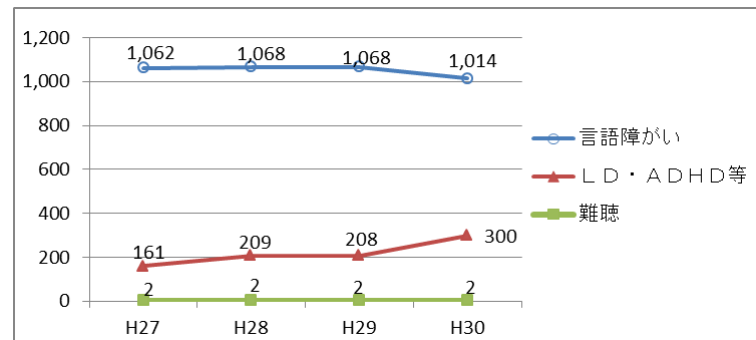
【特別支援学級に在籍している児童生徒数】



「その他」  
の内訳



【通級指導を受けている児童生徒数】



○「人生100年時代」を見通した生涯学習の在り方は

【考えられるポイントと検討委員会での意見】

- ◎地域における社会教育への参加が低調とされてきた若者や現役世代、文部科学省が多様な学習活動を支援している障がい者、今後増えていくと予想される外国人などの生涯学習をどのように促進していくか。
- ◎地域における主体的な展開に向け、地域で多様な学びをプロデュースする中核的な人材をどのように確保・育成していくか。
- ◎リカレント教育の振興とともに、県民の生涯学習の成果を社会の発展や地域の活性化に活かす仕組みの構築をどのように進めていくか。

<いただいたご意見の概要>

○退職者、子育て後の女性や、現役世代の学び直しの機会をバックアップする仕組みをつくる。

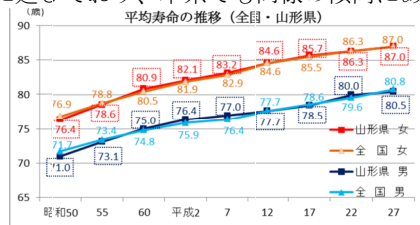
【後期計画での取組みの方向性】

生涯を通じて豊かに生きるための環境づくりをする。  
 多様化する学習へのニーズや、地域づくり・絆づくり、  
 持続可能な推進体制の整備等への対応が必要となる。

→県民の生涯学習の成果を社会の発展や地域の活性化に活かし、地域の教育力を高める生涯学習の充実。

【背景・国の動向】

・日本人の平均寿命は順調に伸びており、本県でも同様の傾向にある。



(厚生労働省「完全生命表」「都道府県別生命表」)

・このような長寿社会においては、人生を複数のステージで捉え、生涯を通じて豊かに生きるための学びの継続や学び直し(リカレント教育)が可能な生涯学習の仕組みづくりが重要となる。

・国の第3期教育振興基本計画では、「人生100年時代」を見据え、全ての人が生涯を通じ自らの人生を設計し活躍できるよう、現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進、女性活躍推進のためのリカレント教育の強化、高齢者の生涯学習の推進などに取り組むとしている。

・また、平成30年12月の中教審答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、現役層など多くの住民の主体的参加のためのきっかけづくり、多様な主体との連携・協働によるネットワーク型行政の実質化、地域の学びと活動を活性化する人材(社会教育主事、社会教育士)の活躍促進などを提言している。

・県民が本県の多様な文化を育み、活かし、次世代に伝えることを目指した「山形県文化推進基本条例」が平成30年3月より施行されている。

【本県教育における主な現状】

- 平成30年3月に策定した「第5次山形県生涯学習振興計画」に基づき、習機会の充実や推進体制・学習環境の整備のための施策を推進している。
- 公民館等で開催されている各種事業・講座等への参加人数は増加している。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
参加人数(人)	343,910	468,586	547,075	516,991	521,218※

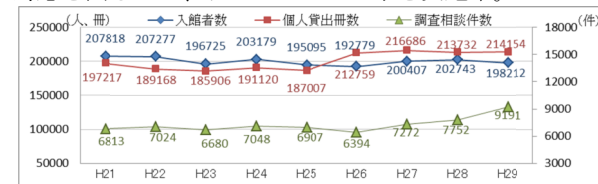
(県文化財・生涯学習課「社会教育事業等実施状況調査」) ※H29は生涯学習センター自主事業分が未算入

- 一方で、市町村における社会教育の中核的な人材である社会教育主事の配置数は減少傾向にある。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
配置人数(人)	71	63	56	52	55	54	55	50	42	43

(県文化財・生涯学習課調べ)

- 県民の知の拠点である県立図書館の利用状況は一定水準を維持している。なお、今後の学びのニーズの増大や多様化等への対応を図るため、リニューアル工事を実施中。



(県文化財・生涯学習課調べ)

- 今後、県内でも複線型の人生設計に必要となる実践的なリカレント教育のニーズが高まっていくと予想される。

○新たな教育課題に対応できる持続可能な学校運営・指導体制を確保していくには

【考えられるポイントと検討委員会でのご意見】

◎教員としての専門性や児童生徒への愛情、高い倫理感・規範意識等を備えた教員の確保や資質の向上に、大学等と連携しながらどのように取り組んでいくべきか。

＜いただいたご意見の概要＞

○受験者の得意なことをより活かすことのできる教員採用試験を実施している事例のように、教員が得意なことを活かし合って負担を軽減しつつ、子ども達によりよい教育ができるよう、さらに時代にあった教員採用試験の検討が必要。

◎「学校における働き方改革」の推進に向け、教員の業務軽減策に係る保護者等の理解や協力を得るための取組みをどのように進めていくべきか。

＜いただいたご意見の概要＞

○教員一人当たり1台の業務用端末及び校務支援システムを整備し、業務の効率化を図ることが急務。  
○学校運営・指導体制を構築・確保するため、教員の採用、学校を支援するスタッフの配置、教員の研修等のさらなる充実を図る必要がある。

【後期計画での取組みの方向性】

教員の働き方を見直し、業務の整理、学校運営の見直し、教員の意識改革等により、より教育活動が効果的に行われることを目指す。

教員が大量退職する中でも、教員の力量を維持・向上させ、円滑に教育活動を行っていく。

教員の不祥事撲滅の取組みを行う。

→働き方の再考による、さらに教員の資質向上と教員が力を発揮できる環境づくりの推進。

【背景・国の動向】

・全国的に教員の大量退職・大量採用時代を迎え、経験の浅い教員が増加する中、新たな教育課題への対応を図るため、文部科学省では教育公務員特例法の一部を改正（平成29年4月1日施行）し、各教育委員会が管理職を含む教員の資質向上に関する指標を策定し、これを踏まえて教員研修計画を定める教員育成の枠組みを導入。

・文部科学省が全国の小・中学校教員を対象として平成28年度に実施した勤務実態調査の結果、教員の深刻な長時間勤務の実態が改めて浮き彫りになったことを契機に、「学校における働き方改革」の気運が高まった。教育再生実行会議や中央教育審議会における議論が進み、文部科学省においても平成30年3月以降、部活動の在り方に関するガイドラインの策定、公立中学校・高校への部活動指導員の配置や公立小中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置等の政策を実施。

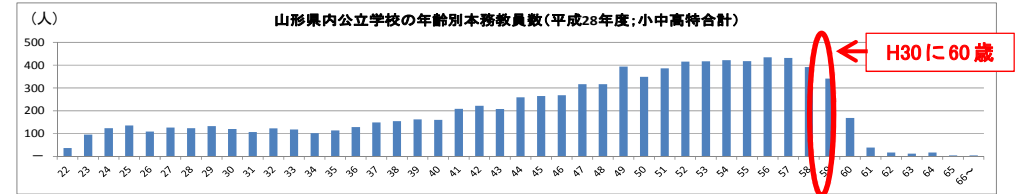
・一方、全国の教育委員会では、独自の計画や指針に基づき、スタッフの配置や留守番電話、タイムカードの導入、文書の削減、校務へのICTの活用など、学校の業務改善等に取組む例も見られる。

・このような流れの中、文部科学省は平成31年1月25日に公立学校の教師の時間外勤務時間の上限を月45時間、年間360時間とするガイドラインを制定。また、同日行われた中央教育審議会の答申では、ガイドラインの遵守とともに、1年単位の変形労働時間制の導入を提言。

・ガイドラインや答申の実施には課題が残るものの、教員の働き方改革は喫緊の課題であり、今後も全国的に取組みが進むものと予想される。

【本県教育における主な現状】

○本県においても、現職教員の年齢構成から大量退職時代が当面続くことと見込まれ、学校の統廃合や学級減を考慮しても、当面一定規模の新規採用が必要な状況。



○教育公務員特例法の一部改正を踏まえ、平成29年度に県内の各大学、公立学校関係者等で構成する山形県教員資質向上協議会を設置し、教員育成に係る大学との連携体制を構築するとともに、協議会における議論を踏まえ同年度に「山形県教員『指標』」を策定。

○教員の勤務実態については、平成28年度の文部科学省調査の都道府県別の結果は公表されていないが、本県においても全国と同様に深刻な長時間勤務の実態にあると推測される。

○このため、平成30年度に「学校における働き方改革の手引」を作成・改訂し、実践事例等を示しながら、学校における取組みを促進。

○学校が教員の業務負担軽減に向けた取組みを進めるにあたっては、「教育の質を低下させない」ことを念頭に、保護者等の理解や協力を得ていくことが重要。



【考えられるポイントと検討委員会での意見】

◎郷土を学ぶために必要となる時間・人材・題材等の制約が高まる中、児童生徒の郷土愛を育てていくためにどのような取り組みが必要・有効か。

＜いただいたご意見の概要＞

- 山形に今ある資源、自然、人材、ものづくりスピリットなど、山形らしい環境や教材を活用し、教科横断的な学習を進める。
- 方言での読み語りの活動が、子どもの興味・関心を高めるとともに、地域への愛着を育てている。
- 統廃合を進めることになったとしても、そこで学ぶ子ども達が希望をもち、地域で活躍したいと思える取り組みが必要。

◎郷土愛を持つにとどまらず、地域に貢献できる人財への育成を図る上で、学校教育・社会教育が果たす役割は

＜いただいたご意見の概要＞

- 学校での時間的制約が高まる現状を踏まえ、PTA活動や地域の社会教育活動と連携した取り組みによる子どもの学ぶ機会の創出を進める。
- スポーツ大会を地域を学ぶ機会にする等、違う分野と連携した取り組みをする。

【後期計画での取り組みの方向性】

「やまがた創生」に向け、基盤となる郷土愛の醸成は重要。地域の文化財や伝統文化を「知る」「守る」「活かす」ことが必要。

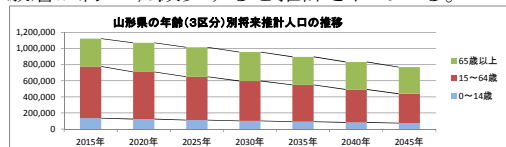
→地域社会全体で継承に取り組む気運の醸成。文化・伝統文化の総合的な保存活用・継承の取り組みの促進。

学校教育・社会教育での様々な活動と地域の素材・題材とつなぐことや、地域に関わり、地域課題を解決すること等を通して、地域への愛着を生み、貢献しようとする意識を醸成することが必要。

→地域課題の解決等、地域との協働も含めて、様々な活動による郷土愛の育成。

【背景】

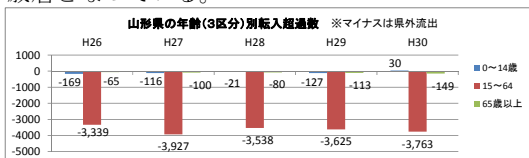
・本県では今後も人口減少が続き、2015年との比較で2030年には0～14歳層が約25%、15～65歳層が約23%減少すると推計されている。



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2030-2015	2045-2015
0～14歳	135,896	123,142	111,246	101,147	91,199	82,468	73,952	▲25.6%	▲45.6%
15～64歳	642,285	586,259	538,804	496,262	456,869	409,519	364,262	▲22.7%	▲43.3%
65歳以上	345,710	363,072	365,860	359,905	349,007	341,857	330,276	4.1%	▲4.5%
合計	1,123,891	1,072,473	1,015,910	957,314	897,075	833,844	768,490	▲14.8%	▲31.6%

(国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」)

・人口減少の要因として、少子化のほか、毎年3,500人超の県外流出があり、その大半は15～65歳層となっている。



(総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

・「やまがた創生」に向け、若者の県内定着・回帰を促進する必要があり、その基盤となる郷土愛を醸成することは引続き県政の重要課題。

【本県教育における主な現状】

○郷土愛の醸成に向けては、幼少期から郷土についてよく知ること、その良さを体験することが有効であり、学校教育の果たす役割も重要。

○学校での郷土に関する学習については、学習指導要領等に基づき、各学校において各教科や総合的な学習・探究の時間、特別活動や学校行事等において配慮・工夫しながら実施されている。

○新学習指導要領において、小学校におけるプログラミング教育の導入、外国語(5・6年生)や道徳の教科化が行われるなど、時代が進むにつれて学校教育の内容も充実されてきており、郷土について深く学ぶ、体験・実践する上での時間的制約が高まっている。

○今後、人口減少・高齢化等に伴い、地域における協力者や題材(伝承文化など)を確保する困難さが高まっていくことも懸念される。



＜参考＞ 新学習指導要領における郷土に関する学びの位置付け

○特別の教科道徳における、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度の涵養(=教育基本法第2条に定める教育の目的の1つ)

○小学校の社会科における、身近な地域(市町村、都道府県)についての学習、地域の文化財や年中行事、先人等を題材とした歴史の学習

○小学校の理科における、身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察・実験

○総合的な学習・探究の時間における、地域の特色に応じた探究課題の設定

○家庭科における、家庭と地域の関わりの理解、郷土の食文化の理解、調理実習

○郷土の音楽の鑑賞・表現、美術における地域資源の表現の題材への活用

○学校と地域の連携・協働体制を一層強化していくには

【考えられるポイントと検討委員会での意見】

◎学校や地域の実情に応じ、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図る方策はどうあればよいか。

<いただいたご意見の概要>

○方言での読み語りの活動が、子どもの興味・関心を高めるとともに、地域への愛着を育んでいる。

◎学校と地域の教育活動を一体的・総合的に推進する仕組みをどのように作り、普及させていくか。

【後期計画での取組みの方向性】

これからの教育課程の理念である「開かれた教育課程」に基づき、学校・家庭・地域が、育てたい子ども像を共有し、地域との協働の中で課題解決する児童生徒の育成のための取組みを目指す。

子どもの成長を支えるための体制・環境づくりをしていく。

→育てたい子ども像を共有した学校と家庭・地域との連携・協

【背景・国の動向】

・国においては、平成27年12月の中央教育審議会答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備した。これにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化するとしている。

・また、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置する努力義務が課せられた。

・国は、学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた地域連携の基盤づくりを目的として、「学校を核とした地域力強化プラン」を掲げ、「地域学校協働活動」の総合化・ネットワーク化のための体制整備と、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な推進を図るとしている。

【本県教育における主な現状】

○本県では、「第5次山形県生涯学習振興計画」を策定（H30.3）し、施策の展開Ⅱに「地域学校協働活動による子供の育成と地域の創生」を位置付け、小・中学校区あるいは市町村域を対象とした地域学校協働本部の設置を進め、地域の実情に応じて学校と家庭・地域が連携・協働する体制を整備するとともに、地域学校協働活動が、地域と学校の円滑な連携・協働のもと行われるよう、地域ボランティア人材の育成と資質向上を図るとしている。

○県内の25市町村で、90の地域学校協働本部が設置され、地域と学校のコーディネート機能の充実等を図った活動が展開されている。

H30 山形県の地域学校協働活動実施状況調査より

- ・学校支援活動（25市町村 90地域学校協働本部 131校）
- ・放課後子ども教室（33市町村 110教室 128校）
- ・家庭教育支援（31市町村）

○県内のコミュニティ・スクールは、平成30年4月1日時点で、11市町村の小学校24校、中学校10校、義務教育学校1校が指定され、今後さらに増えていく見通しである。（35市町村中11市町村 31.4%）

※全国の学校設置者のうち、コミュニティ・スクールを指定している設置者の割合は、30.5%（H31.4.1）。

※県立学校では、小国高校を指定している。

山形県の学校設置者とコミュニティ・スクール指定状況（H31.4.1）

※山形県（高1）	新庄市（義務教育学校1）	長井市（小5、中2）
西川町（小1、中1）	最上町（小1）	川西町（小6、中1）
朝日町（小3、中1）	舟形町（小1、中1）	小国町（小2、中校）
大石田町（小3、中1）	戸沢村（小1、中1）	遊佐町（小1）

○ライフステージや目的に応じたスポーツの振興を図るには

【考えられるポイントと検討委員会での意見】

- ・ライフステージに応じてスポーツ活動を楽しめるようにするにはどうすればよいか。

＜いただいたご意見の概要＞

- 学校体育において、できた・できないという評価で終わるのではなく、体を動かすこと楽しさや健康維持のためのスポーツの取り組み方など、将来に生きて役立つことを教える。
- 健康面でのスポーツの大切さや価値を後期計画に盛り込む。

- ・トップアスリート育成の支援・強化と、アスリートの県内での活躍の場の拡充をどのように図っていくか。

＜いただいたご意見の概要＞

- 障がい者スポーツの視点も含めて取り組むことが必要。
- スポーツ以外の施策に、スポーツで活躍した人材を活かす。

- ・スポーツを通じた活力ある地域社会の実現に向けた方策はどのようにあればよいか。

＜いただいたご意見の概要＞

- スポーツと地域活性化や人材育成、特別支援教育等の様々な分野とつなぎ、効果的・効率的な施策を展開する。

【後期計画での取り組みの方向性】

健常者、障がい者、高齢者、女性、幼児、運動実施者・未実施者等の誰もが、体を動かすことの楽しさを感じ、自己の健康を考える、生涯を通して楽しむことができるスポーツ活動を推進する。

→誰もがスポーツ活動を楽しみ、自己の心身の健康を保持増進するための生涯スポーツの推進。

県民の活力と次世代アスリートの育成に向けて、指導者の育成や関係機関との連携による取り組みを推進する。

→引き続き、競技力向上とアスリートの発掘・育成の支援・強化及び県内での活躍の場の拡充による競技スポーツの推進。

活力ある地域社会の実現には、スポーツによる取り組みが必要

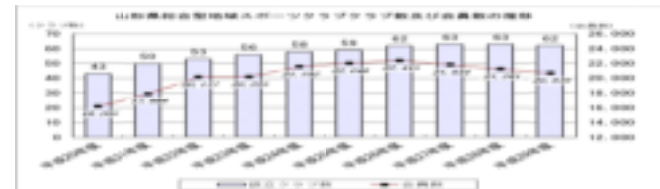
→地域の活力形成とスポーツをつなげた取り組みの推進。

【背景・国の動向】

- ・国において、「第2期スポーツ基本計画」（2017.4～2022.3）（以下、2期計画）が策定され、国民がスポーツで「人生が変わる」・「社会を変える」・「世界とつながる」・「未来を創る」という4つの指針が掲げられた。
- ・国の「スポーツ実施率向上のための行動計画」（2018.9.6策定）において、「成人の週1回以上のスポーツ実施率」を65%程度に向上（2016年：42.5%→2017年：51.5%）させるという目標が掲げられた。
- ・小学校で2020年度（中学校は2021年度）から完全実施される学習指導要領では、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成が重視され、体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等に関わらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方が共有できるよう内容の改善が図られている。
- ・政府は、「スポーツキャリアサポート戦略」として、アスリートの現役中から将来のキャリア形成に向けた準備支援などを行っている。
- ・2期計画の4つの指針の一つである「スポーツで社会を変える」の中で、「スポーツで、社会の課題（医療費抑制・働き方改革・地方創生・共生社会・健康長寿社会の実現・経済/地域の活性化など）解決に貢献する」という考え方が示されている。

【本県教育における主な現状】

- 本県では、「山形県スポーツ推進計画」＜後期改訂計画＞を策定（H30.6）し、「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の一層の推進と、オリンピック・パラリンピックのメダリスト輩出に向けた支援・強化策の確立、次世代のトップアスリート発掘・育成を目指す山形県スポーツタレント発掘事業の充実、スポーツを通じた活力ある地域社会の実現を改定のポイントに掲げている。
- 本県の「成人のスポーツ実施率」は、平成22年と比較すると、平成28年ではいずれも上昇しているが、未実施率も上昇している。※別添資料（P16①）参照
- 本県の小学生のスポーツ実施率（1日60分以上）は5割未満で、中学生は、男女差が見られるとともに、特に女子は、積極的にスポーツに取り組む生徒とそうでない生徒との二極化が認められる。 ※別添資料（P16②）参照
- すべての市町村に一つ以上の総合型地域スポーツクラブが設立されたものの、会員数は近年減少傾向にある。



- 本県で育成されたアスリートが、県内でスポーツ選手や指導者として活躍できるための仕組みや環境が十分ではなく、県外に流出してしまう傾向にある。

①

成人のスポーツ実施率

山形県の「県政アンケート調査」(平成28年12月)

	H22	H28	H28 男女別
週1回以上	26.2%	35.2%	男性 37.5%、女性 33.0%
週3回以上	11.2%	16.7%	男性 18.9%、女性 14.6%
未実施	22.1%	25.4%	男性 23.1%、女性 27.6%

※H22の数値は「新世紀やまがた課題調査」(平成22(2010)年11月)より。

②

1週間の総運動時間の分布(小学校・中学校)

スポーツ庁「H30全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

